

平成27年度版  
新城の水道

---



カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口

新城市建設部水道課

# 目 次

はじめに	1
I 新城市水道事業	
1 水道事業の沿革	2
2 施設の概要	
(1) 管路延長	6
(2) 水道給水フロー図	7
3 業務の概要	
(1) 事業の推移	8
(2) 料金収納状況	8
(3) 口径別給水件数	8
(4) 口径別給水量	9
(5) 水量範囲別給水量	9
(6) 開始・休止取扱件数	9
(7) 水道料金早見表	9
(8) 加入金・水道料金	10
(9) 水道料金推移	10
4 財務の概要	
(1) 損益計算書構成比較表	11
(2) 貸借対照表構成比較表	12
II 新城市簡易水道事業	
1 簡易水道事業の沿革	
(1) 鳳来地区	13
(2) 作手地区	21
2 施設の概要	
(1) 中央簡易水道	23
(2) 北部簡易水道	23
(3) 鳳来峡簡易水道	23
(4) 東部簡易水道	24
(5) 鳳来南部簡易水道	24
(6) 川合簡易水道	24
(7) 池場簡易水道	25
(8) 作手簡易水道	25
(9) 給水フロー図（鳳来地区）	26
(10) 給水フロー図（作手地区）	31

3	業務の概要	
(1)	事業の推移	3 3
(2)	料金収納状況	3 3
(3)	口径別給水件数	3 3
(4)	口径別給水量	3 4
(5)	水量範囲別給水量	3 4
(6)	開始・休止取扱件数	3 4
(7)	加入金・水道料金	3 5
(8)	簡易水道料金早見表	3 5
(9)	水道料金推移	3 6
4	財務の概要	
(1)	決算状況	3 8
(2)	損益計算書構成比較表	3 9
III	新都市工業用水道事業	
1	工業用水道事業の沿革	4 0
2	管布設延長	4 2
3	給水フロー図	4 3
4	業務量	4 4
5	財務の概要	
(1)	損益計算書構成比較表	4 5
(2)	貸借対照表構成比較表	4 6
VI	新都市給水区域図	4 8

はじめに

## 1 新城市の位置及び地勢

新城市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は浜松市、西は岡崎市及び豊田市、南は豊川市及び豊橋市、北は設楽町及び東栄町に隣接しています。さらに広域的には、飯田市・浜松市・豊橋市を頂点とする三遠南信トライアングルエリアの一角に位置しています。

東西約 29.5 キロメートル、南北約 27.3 キロメートルで、県内 2 番目の広さとなる 499 平方キロメートルに、約 5 万人が暮らしています。

市域の 84 パーセントは森林で、地形や植生などの多様性と特殊性から多くの面積が国立公園や県立自然公園に指定され、豊川水系と矢作川水系の水源涵養のほか、土砂災害防止・土壌保全など多様な役割を担っています。

## 2 新城市の水道事業の沿革

新城市は、平成 17 年 10 月 1 日に新城・鳳来・作手の 3 市町村が新設合併して誕生し、新たな歴史を歩み始めました。

新城地区の水道事業は、昭和 33 年 3 月に計画給水人口 8,000 人、計画 1 日最大給水量 1,600 m<sup>3</sup> の規模で創設認可され、昭和 34 年 8 月に給水を開始しました。

その後、第 1 期から第 4 期の拡張工事を進め、昭和 55 年 4 月には全地区皆水道となりました。

平成元年 7 月からは第 5 期拡張事業に着手し、平成 3 年 2 月には水道施設の合理的運用を図るため、遠方監視制御システムを導入した桜淵浄水場等を完成させ、また、渇水時や災害時に備えるため、平成 5 年 7 月野田地内に日量 1,500 m<sup>3</sup>、平成 10 年 3 月には八名井地内に日量 1,500 m<sup>3</sup> の地下水の自己水源を確保しました。

さらに、平成 7 年度から第 6 期拡張事業に着手し、平成 10 年 3 月には将来の水需要を考慮した最大日量 5,370 m<sup>3</sup> の県水を受水できるポンプ場及び配水池を八名井地内に築造し、配水管等の整備をしました。そして、第 6 期拡張その 2 事業に平成 13 年 2 月から着手し、平成 14 年度に高度浄水処理施設鯉淵浄水場を完成しました。

一方、配水管の耐震化と安定給水を図るため、平成 6 年度から計画的に老朽管(石綿セメント管)の更新事業を進めるとともに、平成 17 年度から第 6 期拡張その 3 事業に着手し、平成 18・19 年度事業で高度浄水処理施設八名井浄水場の整備を行ない、平成 21 年度は川田受水場耐震補強工事並びに電気計装設備工事を行ないました。

鳳来地区は、昭和 27 年簡易水道事業が認可され 10 簡易水道事業が整備されるとともに 10 の簡易給水施設が設置され、ほぼ全域に水道が普及、また作手地区は昭和 53 年簡易水道事業が認可され 2 簡易水道事業の整備と 1 の用水供給施設が設置され、ほぼ全域に水道が普及しております。

平成 17 年の市町村合併とともに、鳳来地区と作手地区の簡易水道事業特別会計が合併して 1 つの新城市簡易水道事業特別会計として運営しています。

平成 19 年度に国が「1 市町村に 1 水道事業」の方針を打ち出し、新城市としても平成 28 年度までに全市の水道事業を 1 つに統一することになり、新城市水道ビジョン及び新城市水道統合計画を策定し、これに沿って簡易水道事業の統合計画を進めています。

平成 20 年度には統合の第 1 段階として、用水事業も含めた作手全域を 1 つの「作手簡易水道事業」として事業認可を受け、21 年度から統合整備事業を実施。また鳳来地区の鳳来中央簡易水道と南東部簡易水道を事業統合し「中央簡易水道」として事業認可を受け、21 年度から統合整備事業を実施。この 2 事業につきましては、平成 25 年度に統合整備を完了しました。

平成 21 年度には統合の第 2 段階として、鳳来地区の北部簡易水道と西部簡易水道を事業統合し「北部簡易水道」として事業認可を受け、22 年度から統合整備事業を進めています。

平成 24 年度には統合の最終段階として、鳳来地区の鳳来峡簡易水道と大野簡易水道を事業統合し「鳳来峡簡易水道」として事業認可を受け、平成 26 年度から統合整備事業を進めています。